

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

なお、後記第2の1の本件請求のうち、広島県が広島商工会議所ビルに事務所を置く広島県商工労働局観光課（以下「観光課」という。）に関し負担している費用に係る請求のうち令和4年度分から令和6年度分まで及び広島県が〇〇（以下「〇〇」という。）に関し負担している費用に係る請求については、開示等の決定が行われていないことから、決定を行うべきである。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年4月2日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島商工会議所ビル（中区基町）に事務所を置く広島県商工労働局観光課及び〇〇に対し、広島県がこれらの事務所に関し負担している費用（賃料、共益費、敷金等）の分かる文書（入居から現在に至るまで）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、家賃に係る予算経理状況（令和2年度分）（以下「本件対象文書1」という。）及び家賃に係る予算経理状況（令和3年度分）（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2を総称して「本件対象文書」という。）を特定し、条例第10条第2号及び第3号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という）を行い、令和6年4月15日付けで審査請求人に通知した。

3 本件審査請求

審査請求人は、令和6年4月26日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 口頭意見陳述

審査庁は、審査請求人の申立てに基づき、令和7年3月18日に行審法第31条第2項に定める口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を実施した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める（ただし、「担当職員の氏名」を除く。）。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示しない部分の理由が具体的でないため。

条例第7条第3項は、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と規定する。

これは、行政手続法第8条第1項の行政庁の許認可等を拒否する処分をする場合の理由の提示義務と同様の趣旨と思われる。この点、最高裁昭和60年1月22日判決によれば、「いかなる事実関係を認定して申請者が同号該当すると判断したかを具体的に記載することを要する。」としている。

また、公文書の不開示決定の際の理由付記についても、最高裁平成4年12月10日判決（判例地方自治110号55頁）は、「理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（東京都公文書開示等に関する条例）9条各号所定の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまっ

て開示請求者がそれらを当然知りうるような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないと云わなければならない。」として、当該非開示決定は、理由付記の不備という点だけで、取り消されるものであることを判示している。

しかるに、今回の不開示理由は、「担当職員の氏名」については個人情報であり、条例第10条第2号該当するとして不開示としたことは理解できるが、その他の部分について、同条第3号を抜粋しただけでは、到底、不開示としたことが理解できず、前記最高裁判決の「当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知りうる場合」に当たらないことは明白である。

すなわち、本件で不開示とされている部分は、〇〇が〇〇に支払っている賃料等に関する部分であるが、そもそも、この二つの法人のどもらの法人（あるいは両方）の「権利、競争上の地位、その他正当な利益」なのか、分からない。

また、二つの法人ともに、ある程度公共的性格を有する団体であることに鑑みれば、賃料等を公開されることにより、具体的にどういった「法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益」を害するおそれがあるのか、全く分からないと言わざるを得ない。

以上からすると、本件不開示が、該当条項の抜粋を示すだけでは、「当然不開示の理由が当然知りうるような場合」に当たらないことは明白である。

よって、これらの判例の趣旨にかんがみれば、本件部分開示決定は、条例第7条第3項の「理由」を付記されたことにならず、同項に違反していることは明白であり、「職員の氏名」の部分を除いて取り消されるべきものである。

(2) 反論書

弁明書最終ページの上から2行目～6行目

「部分開示決定を行うにあたっては、不開示とした部分の理由を付記する必要があるが、本件においては、当該情報を公にした場合に生じうるおそれが多岐にわたり、その全てを記載することが困難であることから、包括的な記載として条例第10条第3号の規定を用い、「法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため」としたところである。」

今回の弁明書により、その内容の是非は別として、ある程度具体的な不開示の理由が明らかにされた。まさにこれらの理由を、部分開示決定をする際に、

理由付記として示すべきである。

内容が多岐にわたるから、包括的な記載として、条文の規定を用いたというのは、単に根拠規定を示すだけでは理由付記としては十分ではないとする、最高裁平成4年12月10日判決（審査請求書に記載済み）の趣旨にそぐわないことは、明らかである。

そして、理由が処分時に提示されなかった瑕疵は、後に理由を示しても治癒されないとされ、理由付記の不備という点だけで、取り消されるとされている。

（前掲最高裁判決）

今回の部分開示決定は、理由付記が具体的に示されなかった手続き上の瑕疵があるものであり、取り消すべきである。

(3) 口頭意見陳述

弁明書の2頁目下部の記載（とりわけ、支出済額部分については、当該情報を公にすることで、例えば、今後、新たな入居希望者が〇〇と入居交渉を進める際に、当該情報を交渉材料の一つとして利用することが考えられる。）に関して、広島商工会議所ビルは既に移転・取り壊しが決まっており、もはや今から新しいテナントが入ることはまずないと思うので、記載の理由では理屈にならないように感じる。

〇〇も〇〇も公共的団体で、さらにそこに県が間借りをしているという公的色彩が強い関係の中で、なぜ賃料を非公開にする必要があるのか理解し難い。〇〇の利益を重んじて、県民の知る権利をないがしろにしているのではないか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求対象の文書について

本県は、令和6年4月2日付け「広島商工会議所ビル（中区基町）に事務所を置く広島県商工労働局観光課及び〇〇に対し、広島県がこれらの事務所に関し負担している費用（賃料、共益費、敷金等）の分かる文書（入居から現在に至るまで）」の開示請求（以下「開示請求」という）に対して、令和6年4月15日付け

で、「家賃に係る予算経理状況（令和2～3年度分）」を対象文書として特定し、条例第10条第2号、第3号に該当する不開示情報を不開示とする本件処分を行った。

2 不開示部分の理由について

本件について、開示請求対象文書として特定した「家賃に係る予算経理状況（令和2～3年度分）」は、〇〇が、県から交付される負担金事業に係る支出明細資料の一部として、県に提出した文書である。当該文書には、具体的な賃料等にかかる内容が記載されているところ、これを公にすることで、〇〇及び〇〇をはじめとする広島商工会議所ビルに入居する各団体へもたらされる影響を勘案すると、両法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが生じると解される。

このことから、当該文書の開示決定を行うにあたっては、賃貸借契約の当事者である〇〇と〇〇の意向も踏まえ、条例第10条第3号の不開示情報に該当する記載部分を除いた上で、開示決定を行った。

3 審査請求人の本件処分に対する主張について

本件で不開示とした部分は、〇〇と〇〇を当事者とする賃貸借契約に基づく賃料等に関する記載部分であるが、そもそも賃料等は、契約当事者間における自由な交渉によって決められるものであり、こうした、性質上、その内容は一般に公にされるものではなく、通常、第三者は知り得ない事業活動に関する情報である。そのため、当該情報を公にすることにより、契約当事者である両法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが生じると解される。

とりわけ、支出済額部分については、当該情報を公にすることで、例えば、今後、新たな入居希望者が〇〇と入居交渉を進める際に、当該情報を交渉材料の一つとして利用することが考えられる。こうした点から、〇〇において、対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、さらには、本来であれば得られるであろう正当な利益（本件においては賃料）等が害されるおそれが生じると解される。また、当該情報を公にすることで、広島商工会議所ビルの既存の入居者の賃料への影響も懸念され、それは、〇〇においても同様である。なお、これらは想定さ

れる一例であり、両当事者ともこの例以外の「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が生じうる。

部分開示決定を行うにあたっては、不開示とした部分の理由を付記する必要があるが、本件においては、当該情報を公にした場合に生じうるおそれが多岐にわたり、その全てを記載することは困難であることから、包括的な記載として条例第10条第3号の規定を用い、「法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため」としたところである。

以上のことから、不開示部分について、条例第10条第3号の不開示情報に該当することを理由として行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 本件請求について

本件請求は、広島商工会議所ビルに事務所を置く観光課及び〇〇に対し、広島県がこれらの事務所に関し負担している費用（賃料、共益費、敷金等）の分かる文書（入居時から現在に至るまで）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象文書を特定し、本件処分を行った。

(2) 本件対象文書の特定について

審査会が、本件請求をどのように捉えたか、また、賃料等の負担の根拠について、実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

請求内容については、令和2年度以降、観光課が広島商工会議所ビルに入居していることを理由として広島県が負担している賃料等が分かる資料と捉えた。

令和2年度に観光課が広島商工会議所ビルへ執務室を移転したことで、令和2年度以前から広島商工会議所ビルに入居していた〇〇の事務所が拡張する形となった。このことに伴い、新たに観光課の執務室となる拡張部分の賃料等について、県が負担することとなった。

広島県が負担している広島商工会議所ビルの賃料は、観光振興共同事業負担金交付要綱に基づき県が〇〇に対して交付している負担金事

業の一部として、〇〇を通して〇〇へ支払っている。

観光課では毎年度、〇〇から提出される、当該負担金事業に係る実績報告書に添付される、賃料に係る支出明細資料の確認を行うことで支出実績を確認していることから、本件事案の対象文書として、当該賃料に係る支出明細資料を特定した。

実施機関が、本件対象文書は、観光振興共同事業負担金交付要綱に基づき県が〇〇に対して交付している負担金に係る実績報告書に添付されているものとしていることから、審査会において、令和2年度分及び令和3年度分の実績報告書が添付されている負担金の額の確定に係る実施機関の起案文書を確認したところ、支出明細を示す書類として、令和2年度分の負担金に係る起案文書には本件対象文書1が、令和3年度分の負担金に係る起案文書には本件対象文書2が添付されていた。

審査請求人は「入居時から現在に至るまで」の文書の開示を求めているが、本件請求の請求日は令和6年4月2日であるから、実施機関が説明するように年度ごとに文書が作成されるのであれば、令和6年度までの各年度を対象として、開示等の決定を行う必要がある。

審査会において確認したところ観光課が広島商工会議所ビルに移転したのは令和2年4月1日であるから、令和2年度分として本件対象文書1を、令和3年度分として本件対象文書2を特定したとする実施機関の説明は不自然とまではいえず、本件対象文書1及び本件対象文書2を特定したことは妥当である。しかしながら、令和4年度分から令和6年度分までは開示等の決定が行われておらず、実施機関は決定を行うべきである。

また、本件請求は、「広島県商工労働局観光課及び〇〇対し、広島県がこれらの事務所に關し負担している費用（賃料、共益費、敷金等）の分かる文書」の開示を求めたものであるから、本件請求は、広島県が〇〇の事務所に關し負担している費用の分かる文書の開示も求めていると捉えられることから、実施機関に確認したところ、本件対象文書には、広島県が〇〇の事務所に關し負担している費用については含まれないとのことであった。そうすると、広島県が〇〇の事務所に關し負担している費用に係る請求については開示等の決定が行われていないこととなるから、実施機関は、その

決定を行うべきである。

2 理由付記について

(1) 審査請求人及び実施機関の主張について

審査請求人は、不開示理由のうち条例第10条第3号に係る部分は、条例第10条3号を抜粋したものにすぎず、単に非開示の根拠規定を示したのと実質的には変わらないことから、最高裁平成4年12月10日判決の判旨からも、理由付記の不備は明らかであり、決定は取り消されるべきであるとする旨の主張をしている。

実施機関は、不開示部分の理由の記載について、行政文書部分開示決定を行うにあたっては、不開示とした部分の理由を付記する必要があるが、当該情報を公にした場合に生じうるおそれは、多岐にわたることから、条例第10条第3号の規定を用い、包括的な記載としたとの主張をしている。

(2) 理由付記について

条例第7条第3項では、「実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と示されており、「書面によりその理由を示さなければならない」とは、通知書に、行政文書を開示しない理由（該当条項の明示も含む。）等を具体的かつ簡潔に記載することを実施機関に求めるものである。

(3) 最高裁判決について

審査請求人の主張における最高裁平成4年12月10日判決は、最高裁判所平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第一小法廷判決（以下「最高裁判決」という。）であって、理由付記について、次のように示されている。

本条例七条四項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和三六年（オ）第八四号同三八年五月三十一日第二小法廷判

決・民集一七卷四号六一七頁参照)。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例一条、三条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

(4) 審査会の判断

本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書には、不開示部分として「予算現額、支出負担行為額、支出済額、差引残額及び担当職員の氏名」と記載され、開示しない理由として、条例第10条第3号に該当する部分については「法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため」と記載されている。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、家賃等に係る予算経理状況であって、本件対象文書1には令和2年度の事務費の予算現額、家賃・事務費等の予算現額及び各月の「ゆうパック」、「送料」、「家賃、光熱費等」、「清掃代」、「携帯電話」及び「電話・FAX」の支出負担行為済額、支出済額、差引残額、担当、支払日等が記載され、本件対象文書2には令和3年度の家賃の予算現額及び各月等の家賃の支出負担行為済額、支出済額、差引残額、支払日等が記載されていた。

最高裁判決は東京都条例に係るものであるが、最高裁判決で示されている同条例の目的等は、本県条例と同様であって、最高裁判決では、開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないといわなければならないとしている。

本件処分について見ると、本件請求が賃料等の分かる文書の開示を求めらるものであって、開示された文書である本件対象文書が家賃等に係る予算経理状況であり、不開示部分が賃料等に係る支出済額等であること、賃料の額等には公表されないものもあり、営業上の秘密とすることができるものもあることからすると、条例第10条第3号の規定を用い包括的な記載としたとの実施機関の主張は妥当とは言えないが、本件処分自体は、対象文書の種類、性質から見て、理由付記の不備により取り消すべきものとまでは言えない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の判断について

審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、審査請求書及び反論書においては、その理由として理由付記の不備を主張しているが、口頭意見陳述において、本件処分の不開示理由が妥当でない旨の主張をしていることから、審査請求人は、本件処分を取り消し、条例第10条第3号の不開示理由に該当するとされた不開示部分の開示を求めているものと解し、以下、本件処分の妥当性を検討する。

(2) 条例第10条第3号該当性

実施機関は、本件対象文書1の担当名の不開示部分以外の不開示部分及び本件対象文書2の不開示部分について、条例第10条第3号の不開示情報に該当するとして、前述の第4の3のとおり説明する。

審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書1の予算の項の予算現額(A)欄の不開示部分、家賃・事務費等の項の予算現額(A)欄の不開

示部分、家賃、光熱費等4月分から家賃、光熱費等3月分までの各月の項の支出負担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄、差引残額(A-B)欄及び差引残額(A-C)欄の不開示部分に、それぞれの金額が記載され、本件対象文書2の予算の項の予算現額(A)欄の不開示部分、家賃4月分から家賃3月分までの各月及び家賃年額調整の項の支出負担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄、差引残額(A-B)欄及び差引残額(A-C)欄の不開示部分並びに計の項の予算現額(A)欄、支出負担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄の不開示部分にそれぞれの金額が記載されていた。

審査会において、本件対象文書の各欄の内容について、実施機関に確認したところ、実施機関は、予算現額は当該年度に執行する事業の総額で、当初予算に補正予算等を加減した金額で、支出負担行為済額は支出負担行為に基づいて確定した支出金額で、支出済額は予算現額のうち実際に支出された金額であり、差引残額は予算現額から支出負担行為済額あるいは支出済額を引いた金額であると説明する。

本件対象文書1においては、家賃、光熱費等4月分の項のひとつ上の項である送料3月分の項の各欄及び家賃、光熱費等3月分の項のひとつ下の項である清掃代4月分の項の各欄は開示されている。そうすると、家賃、光熱費等4月分の項から家賃、光熱費等3月分の項までの支出済額の合計金額、すなわち、家賃、光熱費等の年額は、開示部分から計算することが可能となっている。

このことについて実施機関に確認したところ、実施機関は次のとおり説明する。

「家賃、光熱費等」の年額及び「予算現額(A)」の情報から、不開示部分である各月の詳細な情報を推測することは困難であり、推測可能であるとしても、憶測の範疇に留まるものである。

年額および予算現額の情報と比較して、各月の項目はより詳細かつ秘匿性の高い情報であり、これら不開示部分の情報を公にすることで、例えば、今後、新たな入居希望者が〇〇と入居交渉を進める際に、当該情報を交渉材料の一つとして利用し、〇〇の対等な立場での契約交渉という権利が脅かされ、ひいては、本来であれば得られるであろう正当な利益(本件では賃料)が害されるおそれや、既に広島商工会議所ビルに入

居している、〇〇をはじめとする他の入居者の賃料への影響等に係る懸念など、当該情報を公にした場合に生じうるおそれは大きいと考えられる。

しかしながら、本件対象文書1については、不開示部分が家賃と光熱費等の合算額であって、月ごとに金額の変動はあるものの、月ごとの金額が開示されることの支障が、年額が開示されることの支障と差異があるとは認められず、本件対象文書1が〇〇が作成した、〇〇が〇〇に支払った家賃、光熱費等に係る文書であることを踏まえても、本来であれば得られるであろう正当な利益等が害されるおそれが生じる等との実施機関の主張する懸念は、抽象的なものにとどまるものと認められる。そうすると、家賃、光熱費等4月分から家賃、光熱費等3月分までの各月の項の不開示部分のうち支出負担行為済額の欄及び支出済額の欄が条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。また、支出負担行為済額の欄及び支出済額の欄が開示されると、差引残額(A-B)欄及び差引残額(A-C)欄も開示部分から計算可能であることから、差引残額(A-B)欄及び差引残額(A-C)欄についても、条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

また、令和3年度の家賃が令和2年度から変動する大きな要因は、一般的には想定されず、審査会において本件対象文書を見分したところ、令和2年度分の項目は「家賃、光熱費等」であり、令和3年度分は「家賃」であるが、その額に大きな違いはなかった。令和2年度分が開示されるのであれば、令和3年度分についても、実施機関の主張する懸念は抽象的なものにとどまるものと認められ、本件対象文書2について、令和3年度分の家賃4月分から家賃3月分までの各月の項の支出担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄の各欄の不開示部分が条例第10条第3号の不開示理由に該当するとした実施機関の判断は妥当ではない。

(3) 小括

以上のことから、実施機関が、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分については開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	開示が妥当であると判断する部分
予算経理状況（令和2年度）	表の家賃、光熱費等4月分の項から家賃、光熱費等3月分の項までの各月の項の支出担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄、差引残額(A-B)欄及び差引残額(A-C)欄の各欄
予算経理状況（令和3年度）	表の家賃4月分の項から家賃3月分の項までの各月の項の支出担行為済額(B)欄、支出済額(C)欄の各欄

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年6月12日	・ 諮問を受けた。
令和7年3月25日 (令和6年度第11回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年4月25日 (令和7年度第1回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年5月30日 (令和7年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年6月27日 (令和7年度第2回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士